

Pre-shipment Inspection Criteria
for Jamaica

ジャマイカ向け輸出前検査基準

Ver. 3

2019年11月6日

Autoterminal Japan 株式会社

修正条項

No. 1 2019年3月25日発効

追加条項 3. b. 10. **タイヤ** - スタッドレス（冬用）タイヤでないこと。

No. 2 2019年6月1日発効

追加条項 4. **検疫検査** - ジャマイカに輸入される全ての車両に検疫検査が義務付けられる。

規制の対象となる検疫物質とその基準値

分類	検疫物質の種類	許容範囲
動物性	両生類・節足動物・鳥・甲殻類・哺乳類・軟体動物・爬虫類	許容値なし=0(常に有害とみなす) * 注：昆虫・ダニ・クモを含む節足動物の死骸は検疫物質とはみなさない。
	動物製品または血液・骨・死骸・排泄物・羽毛・繊維・肉等付随した製品	許容値なし=0(常に検疫物質とみなす) *
水生生物	水(水たまり又は淀んだ水)	許容値なし=0(常に検疫物質とみなす) 注：適切な処理が行われた後の水の痕跡は検疫物質に含まれない
微生物	車両・機械・タイヤの内部/全体に広がった菌糸	許容値なし=0(常に検疫物質とみなす) * 注：拭い落とすことが出来る表面的な菌糸(カビ)は検疫物質に含まれない
植物類	枯れていない植物	許容値なし=0(常に検疫物質とみなす) *
	果物(丸ごと)・種(種子・乾燥した種・果肉の中の種を含む)	許容値なし=0(常に検疫物質とみなす) 注：燃えた・乾燥した・焦げた状態で排気システムおよびラジエーターにある種は検疫物質に含まれない
	木の皮・果物のかけら・葉・おがくず・小枝等のぼろぼろの小片又は乾燥した植物類	許容値=5 つまで 5 つ以上で検査員によって取り除くことが出来るもの* 注：燃えた・乾燥した・焦げた状態で排気システムおよびラジエーターにある植物類は検疫物質に含まれない
	松葉	許容値なし=0(常に検疫物質とみなす)
土	塊または微生物にも該当する土のかけら	許容値=20 グラム 20 グラム以上は検疫物質とみなす 注：道路表面上の薄いほこり(微細なチリ又は土の粒子)で有機物がないものは検疫物質には含まれない

*公式に特定又は除外されない限り検疫上の規制の対象とはならない。

ATJ が確認をしてから 30 日以上経過した車両には外装の再検査を実施する。

変更条項 1. 年式規制

ジャマイカに輸入できる車両の年式は下記の通りになります。

Amendment to Section 6.0 of The Motor Vehicle Import Policy			
Age of Vehicle at Importation			
Ministry Paper # 36/14			
カテゴリー	タイプ	年式規制	
自動四輪車	セダン：5人乗り以下	6年以下	
	ステーションワゴン：8人乗り以下	6年以下	
	SUVs：8人乗り以下	6年以下	
軽商用車	バス：8人乗り以下	6年以下	
	ピックアップトラック：車両重量1,500 Kg以下	6年以下	
	ピックアップトラック、小型トラック：車両重量1,501 Kg - 3,000 Kg	10年以下	
	パネルバン	10年以下	
	ウィンドウバン	10年以下	
	バス：9 - 14人乗り	10年以下	
商用車	バス：	15 - 20人乗り	12年以下
		21 - 30人乗り	15年以下
		31 - 45人乗り	20年以下
		46人乗り以上	25年以下
	トラック：	車両重量3,001Kg- 6,000Kg	20年以下
		車両重量6,001Kg- 8,000Kg	25年以下
		車両重量8,000Kg超	30年以下
その他	自動二輪車	5年以下	
	その他重量車両（機材）車	30年以下	

*初年度登録と製造年の違いは、2年以内であること。

ジャマイカ向け輸出前検査 (PSI) 基準

1. 年式規制

~~ジャマイカに輸入できる車両の年式は下記の通りになります。~~

~~自動四輪車： 5年以下~~

~~自動二輪車： 5年以下~~

~~商用車： 6年以下~~

~~(ピックアップ、バン、SUV、6人乗り以上のステーションワゴン、9-15人乗りの車両、
車両重量3,000KG未満のトラックを含む)~~

~~タクシーを使用目的とする車両： 8年以下~~

~~農作業を目的として輸入する車両： 8年以下~~

~~帰国居住者が輸入する車両： 10年以下~~

~~トラック/バス： 下記参照~~

- ~~● 中古バス(座席が15席以上)~~

~~座席数15~29： 12年以下~~

~~座席数30~44： 14年以下~~

~~座席数45以上： 20年以下~~

- ~~● 中古トラック(車両重量3,000KG/3トン以上)~~

~~3,000~4,000KG： 15年以下~~

~~4,001~8,000KG： 20年以下~~

~~8,000KG以上： 25年以下~~

~~その他重量車両(機材)車： 30年以下~~

~~*初年度登録と製造年の違いは、2年以内であること。~~

2. オドメーター検査

走行距離が改ざんされていたり、メーター交換がされていないこと。

3. 路上使用適格性検査

a. 提出書類について

検査会社に検査申込書を提出する時、下記の書類も提出願います。

- 輸出抹消原本
- 検査料金の支払いが確認できる明細

b. 検査基準

1. 目視検査

- 車体構造部分が腐食錆がないこと
- 修復歴のある車両は、適切に修理されていること
- 走行上、及び安全構造上に問題と判断されるダメージがないこと
- 部品の欠損がないこと
- 部品のガタツキがないこと
- 配線の無理な取り付け、取り回しがないこと

2. エンジン

- 異音や振動がなく、正常に機能していること

- 冷却装置が正常に機能していること
- ベルトなどに過度の劣化やダメージがないこと
- 水、オイル、燃料等の漏れがないこと
- バッテリーから液漏れがない
- 配線の無理な取り付け、取り回しがないこと

3. ブレーキシステム

- ブレーキ部品を破損や腐食がないこと
- ブレーキディスクはしっかりと固定されていること
- 取り付け部がしっかりと固定されていること
- ブレーキパッドとシュー部品の欠損がないこと
- ABS システムに関する部品の欠損がないこと
- ブレーキバルブは破損欠損がなく、オイルの漏れがないこと
- ブレーキパイプ・ホースに漏れがないこと
- ブレーキマスターシリンダー、リザーバータンク、ホイールシリンダー、キャリパーがしっかりと取り付けられていること
- ブレーキマスターシリンダー、リザーバータンク、ホイールシリンダー、キャリパーに破損がないこと
- パーキングブレーキが正常に作動すること

4. ステアリング

- 破損がないこと
- 修復歴があった場合は、適切に施されてるかを確認すること
- シャフト部に緩みがないこと
- ステアリングの配線が正常に取り付けられていること

5. サスペンション・下廻り

- 腐食錆がないこと
- 水、オイル、燃料等の漏れがないこと
- 各取り付け部に損傷、がたつき、緩みがないこと
- ブーツ、ブッシュ類に破れがないこと
- 緩衝装置は正常に機能していること

6. 排気系統

- 排気漏れがないこと
- 過剰な騒音を発していないこと
- 排気ガスが濃い青色、黒煙を出していないこと

7. ドア

- 開閉が適正にできる
- 構成部品がしっかりと取り付けられていること
- すべての部品が固定されている
- パワーウィンドが機能する
- ウェザーストリップの破れ・欠品がないこと
- スライドドアが正常に機能する

8. 内装

- 内装飾や内張りが破れ・裂け・欠損していないこと
- シートベルトが装備されており、且つ、正常に機能すること

- 各部品に、腐食錆、破損、欠損、その他著しいダメージがないこと

9. ホイールハブ・車軸

- ホイールベリング部にガタツキがないこと
- キングピン部にガタツキがないこと

10. タイヤ

- 車両にあったサイズであること
- 構造のどの部分にも、25mm 以上、もしくは設置面幅の 10%以上の亀裂、剥離、隆起などのダメージがないこと
- タイヤの溝が 1.6mm 以上あること
- 適切に施されてるかを確認すること
- 空気圧が規定値であること
- 汚れがないこと
- タイヤに裂け目がないこと

11. 計器類

- 正常に作動する
- 警告や走行距離の表示等がされている

12. 電気系統

- バッテリーの状態に問題がなく液漏れがなく穴が開いていない
- 摩擦や熱による原因で配線が損傷がないこと
- 照明スイッチが正常に作動すること

13. 照明類

- 全ての電球が点灯する
- スイッチやレバーなどの操作によって正常に作動すること
- レンズにひび割れ・浸水等の損傷がないこと
- 点灯、または消灯すること
- 警告灯が表示しないこと
- 方向指示器やハザードランプが正常に作動すること

14. 反射器

- 後部に備えるものは赤色であること
- 前部、または中央部に備えるものは橙色であること
- しっかりと取り付けられていること

15. ミラー

- 正常に機能し、適切な視界が見えること
- しっかりと固定されていること

16. ワイパー

- スイッチ操作に応じた作動をすること
- ワイパーゴムが適切に取り付けられていること
- ワイパーゴムが切れていないこと

17. ガラス

- 2cm 以上の長さの亀裂、または直径 1.5cm 以上の星型のキズがないこと
- フロント 3 面のガラスは無色透明であること（メーカーによる着色は除く）
- 安全規格（JIS 等）に基づく記号があること

18. 付属品

- 運転の安全にかかわる付属品が正常に作動すること

19. 放射線検査

- 日本から輸出するすべての車両は放射線検査を行う
車体5か所（全体とフロントグリル）
規定値：0.3 μ Sv/h

c. 検査機器等による検査

1. スピード

- 誤差： 31～44.4km/hの間を指すこと（40km/h走行時）
- 揺れ： +/- 3km/h以内（35km/h以上で走行している時）

2. ブレーキ

- 主制動力の和： 重量（車重+55kg）の50%以上
- 駐車ブレーキの和： 重量（車重+55kg）の20%以上
- 後輪ブレーキの和： 軸重の10%以上
- 左右差： 軸重（前：軸重+55kg／後：軸重）の8%以内

3. ヘッドライト

照度

- 4灯式： 12000cd以上、
- 2灯式（ロービーム同時点灯可）： 12000cd以上
- 2灯式（ロービーム同時点灯不可）：15000cd以上

光軸

前方10mにおいて取り付け高さより下方を照らしていること

4. サイドスリップ

- サイドスリップ： 1m走行につき IN・OUT5mm以内

5. 排気ガス

- ガソリン車

CO： 0.5%以下

HC： 1200ppm以下

6. ディーゼル

ターボ： 53%以内

ターボ無： 48%以内

d. 走行テスト

1. 走行時の異常

著しい異音等、正常車両ではみられない異常がないこと

2. 制動時の異常

著しい異音等、正常車両ではみられない異常がないこと

注) 2018年2月1日以降、ジャマイカ向けに輸出される全車両は、ジャマイカ当局 Trade Board Limited (TBL)が発行する輸入許可の許可条件として、事前に Autoterminal Japan 株式会社 (ATJ) の輸出前検査 (PSI) を受け、PSI の証明書が必要となります。PSI の証明書無しで、車両がジャマイカに到着した場合は、荷主負担でジャマイカ国外へ再輸出するか、またはジャマイカ税関局 (JCA) によって廃棄、若しくは、転売されます。PSI の証明書が無い車両は、いかなる場合であっても、ジャマイカ国内に入ることが認められませんので、ご注意願います。